

高麗時代における土地所有の諸相

矢 木 毅

【要約】 高麗時代、官人・軍人には大小の領地（収租地）が分給されていたが、これらは官人戸・軍人戸の経営する自家の所耕田の上に設定される部分と、他の一般民戸の経営する所耕田の上に設定される部分との複合によって成立していた。所耕田は原則として国家から分給される建前になっていたが、実際には父子・親族間における世襲が容認され、事実上の所有権が確立している。したがって、官人戸・軍人戸の所耕田の上に設定される収租地についても、当該官人戸・軍人戸による世襲が事実上容認されていたのである。

収租権の「傘」のもとに所耕田を世襲した官人戸・軍人戸は、他の一般民戸より遥かに有利な条件で経営の安定と富の蓄積を果たすことができた。権勢家は土田の開墾と奪占を通して所耕田を集積し、そこに貧民や流亡民を隠匿して、いわゆる農莊を形成する。農莊の発展は土地国有の理念に背くものであったが、高麗末の科田法改革によってもこの現実を否定することはできなかった。

史林 八七卷六号 二〇〇四年二月

はじめに

一般に、農業を主産業とする前近代の国家・社会において、直接耕作者である農民が、その保有耕作地に対して如何なる権利と義務とを有していたかということは、当該国家・社会の性格を規定するうえで最も重要な指標の一つとなること

は言うまでもあるまい。

高麗時代の土地所有關係を定めた「田柴科」制度の規定によると、一般農民の經營する保有耕作地、いわゆる「民田」の所有權は、原則として國家に帰屬し、國家はこの所有權に基づいて民田から各種の賦役を徵收する。但し、一部の民田に対する収租權は、國家によつて官人・軍人その他の職役負擔層に分給され、終身もしくはその立役期間に限つて当該民田からの収租を行う權利を認められることになつていた。この場合、國家が収租權を行使する民田は「公田」と呼ばれ、私人が収租權を行使する民田は「私田」と呼ばれたが、そのいずれにおいても、当該の土田を保有・耕作する農民たちは収租權主である國家や私人の所有地を借耕する「佃戸」として位置づけられ、収租權主がその土地を所有する「田主」として位置づけられる。とはいへ、私人に分給される収租權は、あくまでも國家から一時的に貸与されたものにすぎないから、結局、一般農民の保有・耕作する民田は、その収租權が國家・私人のいずれに帰屬しようと、すべて最終的には國家の所有物として位置づけられることになつていた。いわゆる土地國有論的な解釈がこれである。

しかし、すべての土地を國家が所有するといつても、實際にその土地を保有し、經營しているのは一般の農民であり、かれらは決して國家の奴隸でも小作人でもなかつた。かれらの大半は、ほぼ自立的な農業經營を行う資力と能力とを備えた自營農民であり、自らの保有し經營する民田に対しても、かれらは既に事實上の所有權を獲得していたのであつて、この事実上の所有權の上に設定された國家の所有權（上級所有權）^①は、単に「王土思想」によつて粉飾された理念の産物にしかすぎない。いわゆる土地私所有論的な解釈がこれである。

高麗時代の土地制度に関する研究は、戦前における主として土地國有論的な研究から出発して、一九六〇年代以降、それへの批判としての土地私所有論的な研究が急速に展開していった。今日、土地國有論は停滞論・植民地史觀の所産として葬り去られたかの如くであり、土地私所有論が一般に定説としての位置を占めるに至つてゐる。^②しかし、当時の一般農民が、その保有耕作地に対して事実上の所有權を既に確立していたといふのであれば、國家はなぜにその農民たちを「佃戸」と

してしか認識しなかったのであろうか。たとえ民田を保有していても、国家や富戸による種粃や耕牛・農機具の貸与を受けなければ十分に作付けを行うこともできず、ようやく収穫を迎えてもそのほとんどが租税と借金の返済とで消え去ってしまうような一般農民の生計——果ては凶作によって納税・返済の途を失い、自らの保有する民田を放棄して流亡してしまふような一般農民の生計——を一方の極において考えてみると、そのような経営基盤の貧弱な一般農民を基礎として国家権力を維持していくためには、いわゆる土地国有論的な制度・政策もまた、現実的にある一定の根拠を持って要請されていたことがわかるであらう。

誤解の無いようにあらかじめ断っておくと、ここで私は、何も土地国有論への回帰を謳っているわけではない。いわゆる民田の保有者のうち、その一部のものが既に自立的な経営基盤を確立して事実上の所有権を獲得していたことは確かであらうし、さらにはその事実上の所有権に立脚して、いわゆる「並作制」(小作制)^③を展開していくものが現れた事実にも大いに注目しておかなければならないであらう。その意味において、私もまた基本的には土地私有論の観点に立つもの一人である。しかし、土地私有論者の多くが土地国有論の否定に汲々とするあまり、ややもすると当時における私的土地所有権の成立を、生産力の発展に伴う農民層一般の成長として、無前提かつ無媒介に論じる傾向が認められるのはいかなるものであろうか。

なるほど並作制の展開は、社会の一部における私的土地所有権の成立を何より端的に示している。しかし、この並作制が国家による禁断にも拘わらず事実として展開していった背景には、国家権力を排除する「傘」としての役割を収租権レベルでの田主が果たしていた事実を看過することはできないのであって、この収租権との関係を正確に把握することなしには、当時における農民層の分解と、それに伴う土地国有制度の事実上の崩壊過程、および権勢家と結託した富農層を中心とする私的土地所有権の成長の過程を有機的に説明することはできないであらう。

本稿の試みは、いわゆる土地国有論の理念に立脚した当時の制度的な枠組みのなかから、事実としての私的土地所有関

係がいかにして成長・展開していったのかを、収租地の構造の變質の過程を通して分析し、再構成していくところにある。高麗末における田制改革議論の一つの到達点である「科田法」の内容についても、それが鄭道伝ら田制改革論者の理想を必ずしも実現するものではなかった点を明らかにしていきたい。

① 『詩経』小雅、谷風之什、北山。「溥天之下、莫非王土、率土之濱、莫非王臣。」

② 国有論・私有論の学説史的検討については、李成茂「高麗・朝鮮初期の土地所有権に対する諸説の検討」及び「公田・私田・民田の概念——高麗・朝鮮初期を中心に——」（『朝鮮両班社会研究』所収、一九

九五）年九月、ソウル、一潮閣）を参照のこと。

③ 「並作」（并作）とは、「地主と小作人が收穫を等分すること」（朝鮮

鮮總督府刊『朝鮮語辭典』。並作は本来、農村における相互扶助の慣例に基づくもので、病氣その他で一時的に耕作することのできなくなった土田を、親族や隣人などが「并せて耕作」してやったことに始まるのである。そうした小農間の並作は古くから存在したと思われるし、また国家によって禁断されていたわけでもない。禁じられていたのは有力戸の土地兼并に伴う並作であるが、それは高麗後期以降に本格的に展開する。

一 収租地の構造

高麗時代の土地分給制度（田柴科制度）においては、官人・軍人その他の職役負担層に対して、それぞれ大小の土田が分給されることになっていたが、これらはすべて一般農民の経営する民田の上に設定された収租地であつて、耕作地そのものが分給されていたわけではない。

北宋・徐兢の『宣和奉使高麗図経』によると、高麗時代の一般農民は、「その俗、取えて私田を有せず」、年八歳に至ると「状を投じて田を射」^ちった、といわれている^①。これによると、高麗前期の一般農民は、官に申請書を提出し（投状）、自家の保有耕作地を官から貰い受けていた（射田）、ということがわかるが、但しそれがどの程度にまで、また何時ごろまで有効に機能していたのかは明らかではない。鄭道伝の『朝鮮経国典』に高麗末の制度を述べて、

民の所耕は、則ちその自墾自占するを許し、而して官これを治めず。力多きものはこれを墾すること広く、勢強き者は、これを占すること多し。^②

とあるから、一般農民の保有耕作地、いわゆる「所耕田」^③については、国家による分給・割り替えなどの管理が行われなくなつて、すでに久しくなつていたことは明らかである。「高麗図経」には「投状射田」とあるが、これも実際には父祖・親族の保有する所耕田の一部を相続し、その事実を官に申告する、という手続きによつて、形式上の分給が行われていたにすぎないと考えておく方が妥当であろう。

一般農民の所耕田は、これを官に申告し、登録することによつてその保有・耕作の権利が保障されていたが、こうした一般農民の所耕田のことを、高麗時代の史料では『漢書』食貨志の用語に基づいて「名田」とも呼んでいる。

諸衛の軍人、家貧にして、名田足らざる者、頗る衆し。今、辺境の征戍未だ息まず、恤まざるべからず。それ戸部をして公田を分ちて加給せしめよ（『高麗史』巻八十一、兵志一、兵制、靖宗二年七月制）^④。

国家、皇元に服事し、中外虜れ無し。……而るに名田を受けて賦役を供する者は、百に三三も無し（『益齋乱藁』巻九下、策問）^⑤。

右の名田については、『漢書』食貨志に「民の名田を限りて、以て不足を澆す」とあり、その顔師古注には、「名田、占田也」とあるから、^⑥それは高麗時代の用語でいえば、民の「自墾自占」する「所耕田」のことにほかならない。農民たちは自己の保有する所耕田を官に申告し、土地台帳にその名前を登録することによつて、当該土田の保有権（事実上の所有権）を確保すると同時に、そのことによつて国家に対しては「賦役」の義務、すなわち「田賦」と「丁役」の義務を負うことにもなつていたのである。^⑦

こうした一般農民の保有耕作地、すなわち民田の上に各種の収租地が設定され、その収租地に対する田賦（田租）の徴収権（いわゆる収租権）が、田柴料制度に基づいて官人・軍人その他の職役負担層に分給されることになつていたわけであるが、そこで問題となるのは、国家から分給される収租地と、官人戸・軍人戸の自家の所耕田とがどのような関係にあつたのか、ということである。

中央に出仕する官人・軍人は、一面、在地の有力戸として自らも所耕田を保有し、家族・奴婢・雇工などを使役してこ

れを経営していたであろうが、その所耕田と収租地との関係は、一体どのようになっていたのであろうか。この点に関する先学の見解はまちまちであるが、可能性としては、(1)官人・軍人の所耕田は、すべて免租地として扱われ、これとは別に収租地が分給されていた。(2)官人・軍人の所耕田からも収租が行われ、その上に国家・私人などの他人の収租地が設定されていた。(3)官人・軍人の所耕田は、当該官人・軍人の収租地の内部に含まれていた、という三通りの考え方ができるであろう。

しかし、第一の考え方に立てば、官人・軍人の保有する免租地としての所耕田は、全体として相当な数に上ったはずであるにも拘わらず、一連の田制改革議論のなかでは一貫して「収租地」の取り扱いのみが問題とされており、「免租地」の問題が取り上げられることがなかったことの説明がつかない。また、第二の考え方に立てば、官人・軍人は一方では国家に田租を納入すると同時に、また一方では国家から田租を受領することになるが、これではいささか効率が悪い。やはり第三の考え方に立つて、官人戸・軍人戸の所耕田は、国家から分給される収租地の内部に、その一部分として含まれていたと考える方が妥当であろう。^⑧

次に問題となるのは、官人戸・軍人戸の保有する所耕田が、国家から分給される収租地の中で、どれくらいの比重を占めていたのかということである。そもそも、高麗時代における一般農民の平均的な経営面積がどれくらいであったかはよくわからないが、朝鮮初期においては所耕田五十結以上を大戸と為し、三十結以上を中戸と為し、十結以上を小戸と為し、六結以上を残戸と為し、六結以下を残残戸と為していたから、一般的には十結以上のものを賦役の負担層として想定していたことが窺われる。しかし、同時期における江原道の実際の戸口数は、民戸総数が一万一千五百三十八戸、その内、大戸十、中戸七十、小戸一千六百四十一、残戸二千四十三、残残戸七千七百七十三であったというから、圧倒的な多数は六結以下の残残戸であった。また、江原道以外の他の諸道においても、十結以上を保有するものは「豪富の民」に限られ、三四結を保有するものすら少ない方であったと、^⑩小農一般はせいぜい一二結を保有するにすぎない、^⑪とかいわれている

から、高麗時代についても、これとほぼ同様に考えてよいであろう。

こうした一般農民と比較した場合、官人戸・軍人戸は、少なくともその当初においては十結以上を保有する「豪富の民」から出自し、その所耕田は、少なくとも十結程度は保有していたと考えることができるであろう。一般に、官人戸・軍人戸はその戸内に奴婢・雇工などの多数の隷属民を含み持っているから、かれらは家族労働のみに依存する一般農民よりは遙かに多くの所耕田を保有し、経営することが可能であったにちがいない。とはいえ、地方官衙と結託した有力戸による軍役の忌避や、軍額の増大による貧弱戸への軍役の充定などによって、軍人戸の中にはその所耕田が賦役負担の基準となる十結程度に満たないもの——前掲『高麗史』兵志の史料にいわゆる「家貧にして、名田足らざる者」——も決して少なくはなかったであろう。

これに対し、官人・軍人に分給される収租地の給田額は、「田一百結、柴五十結」の宰相（中書令、尚書令、門下侍中）から、「田十七結」の閑人・雑類まで、さまざまに差等が設けられていたが、これらはおおむね十結程度と推定される官人戸・軍人戸の所耕田と比較した場合、多少ともそれを上回る規模の給田額であったことは間違いない。したがって、官人・軍人に分給される収租地は、第一には当該官人戸・軍人戸の所耕田の上に設定されるが、その不足分については、他の一般農民の保有する所耕田のうえにも設定されることになっていたのではないかと考えられる。

この点について、高麗後期の軍人田、いわゆる「田丁」の構造を理解することは、一つの重要な手がかりとなるであろう。

国家、田十七結を以て一足丁と為し、軍に一丁を給す。古者の田賦の遺法なり（『高麗史』兵志一、恭愍王五年六月下教^⑬）。

右の史料に述べるとおり、高麗後期には軍人一丁に対して田十七結の収租地を分給していたが、これを「古者の田賦の遺法なり」といつているのは、具体的には中国・周代の井田法下における兵制——「井田に困りて軍賦を制す」^⑭——のこ

井田法においては、農民八家族の経営する一井田を基礎として、六十四井ごとに甲士三人、卒七十二人を徴発したが、これは大体、七家族を以て卒一丁の立役を支えていたという計算になる。¹⁵⁾ いわゆる田丁の制度は、この「田賦」の理念を継受したもので、具体的には田十七結を一井田に見立て、それを経営する複数戸のなかから軍人二丁を徴発するとともに、この軍人一丁の立役を支える経済基盤として、複数戸の経営する一田丁（田十七結）の収租権を、当該の立役軍人に分給するという構造になっていたものと考えられる。¹⁶⁾ こうした井田法的な発想に従うとすれば、立役軍人の自家の所耕田は、当然、一田丁（田十七結）の収租地の内部に、その一部分として含まれていたと考えなければならぬであろう。

この場合、一田丁（田十七結）の収租地が、すべて軍人戸の所耕田のみによつて構成されていれば、立役の基盤が最も安定したものとなることはいうまでもあるまい。しかし、現実には「十結以上」を保有する「豪富の民」はそれほど多くはなかつたし、軍額の増大に伴つて貧弱戸が軍人戸として充定されることも少くはなかつたから、軍人戸の保有する所耕田は、ほとんどの場合、「田十七結」を確実に下回つていたものと考えられる。だからこそ、軍人戸には一田丁（田十七結）の収租地を分給し、自家の所耕田に対する収租権（免租権）を認めると同時に、他の一般農民の保有する所耕田に対しても、その収租権を分与することで立役のための経済基盤を補強してやらなければならなかつたのである。

収租地内部における官人戸・軍人戸の自家の所耕田と、他の一般農民の所耕田との比率は、それこそ千差万別であつたにちがいない。こうした収租地の複合性——その内部に収租権主の自家の所耕田と他の一般農民の所耕田とが並存すること——は、官人戸・軍人戸の収租地に対する支配力に強弱さまざまな相違をもたらすことになるのである。

① 『宣和奉使高麗図経』巻二十三、雑俗二、種莖。……其俗不敢有私
田、略如丘井之制、随官吏民兵秩序高下而授之。……民年八歳、投状
射田、結数有差。○『宋史』卷四百八十七、外国三、高麗伝。国無私
田、民計口授業。

② 『三峯集』（朝鮮・鄕道伝撰）巻七、朝鮮経国典、上、賦典、經理。

前朝田制、……民之所耕、則聽其自墾自占、而官不之治。力多者墾之
広、勢強者占之多。

③ 高麗から朝鮮初期においては、国家は土地国有論の建前を取つてい
た。したがって、この時代には民の「所有地」という概念は成立し得
ず、民の事実上の所有地も、単なる「所耕の田」（所耕田）としてし

か表現され得ない。この所耕田という用語・概念は、高麗末の科田法において確立する。それを高麗前期にまで遡って適用することには批判的な論者も存在するが、本稿では科田法を「高麗の旧制を損益」したものと位置づけ、科田法にみえる所耕田の概念を高麗前期の分析においても援用した。

④ 『高麗史』卷八十一、兵志一、兵制、靖宗二年七月制。諸衛軍人、家貧而名田不足者、頗衆。今辺境征戍未息、不可不恤。其令戸部、分公田加給。

⑤ 『益齋亂藁』卷九下、策問。問。……國家服事皇元、中外無虞、閭閻栉比、行路如織、民日以殷、野日以闢、化斥鹵以水耕、刊營藪以火耘、豈非庶矣乎。而受名田、供賦役者、百無三焉。

⑥ 『漢書』卷二十四上、食貨志第四上。董仲舒説上曰、「……古井田法、雖難卒行、宜少近古、限民名田、以澹不足、塞并兼之路。……然後可善治也。」注。師古曰、「名田、占田也。各為立限、不使富者過制、則貧弱之家可足也。」

⑦ 賦役という言葉はいろいろな意味に用いられて紛らわしいが、漢語としての本来の意味は「田賦と丁役」である。荻生徂徠『明律国字解』には、「賦役と云は、賦は田産につきてあることなり、年貢なり、役は人丁につきてあることなり、夫役なり。然れば賦は戸へかかり、役は丁へかかる。」と見える。

⑧ この点について、高麗時代の史料には適当な例証となるものがないが、高麗の田柴科制度を継受して成立した朝鮮初期の科田法においては、官人収租地(科田)の内部に当該官人の所耕田(農莊)が含まれている場合が少なくはなかった。たとえば『世宗実録』二十三年八月甲申条に見える領議政黃喜の奉書に、「臣子保身、犯罪、所受科田内、祖母田通受交河県十五結、例在厲公。臣以臣之田莊所在、又近於臣母及外祖之塋、欲將臣之科田、啓聞相換、即具書、已呈奉文院矣。臣子

致臣來言、問諸同僚、皆曰、此事明有旧例。臣切念、事涉保身、心懷慚懼、遂不上聞。伏望、從容善啓、許令以臣科田授受、不失世業、伝之子孫、永守城塋、臣死日無憾矣。」とあるように、黄保身がその祖母(監門衛護軍・龍宮・金祐の女)から相続した科田は、黄喜の「田莊の所在」であり、これは黄保身の科田の内部にその父黄喜の田莊が存在したことを意味するのであろう。ちなみにこの田莊は、もともと交河県監の朴椿が「官家の屯田」を以て黄喜および黄喜の母金氏(すなわち、黄保身の祖母金氏)に贈与したもので、このことは『世宗実録』十三年四月乙卯条の司憲府の啓に、「前内贈注簿朴椿、嘗為交河県監、…又以官家屯田、贈于議政黃喜及母金氏」として見えている。黄喜はこの屯田を奴婢・雇人や小作人に耕作させて自家の農莊とし、そのうえに母の「科田」を設定していたのであろう。なお、『新增東國輿地勝覽』卷十一、京畿道、交河県、塚墓の項には、黄喜とその息子黄守身の墓が、「県の北十五里」にあると記し、『輿地圖書』上、京畿道、交河郡、塚墓の項には、それらが「郡の北の炭浦面の月籠山の北麓」にあると記している。この一帯は黄氏一族の墓域であり、そこに黄氏一族の經濟基盤(農莊)が形成されていたのである。

⑨ 『世宗実録』十七年三月戊寅条。戸曹啓、「各道各官戸籍、以田五十結以上為大戸、三十結以上為中戸、十結以上為小戸、六結以上為残戸、六結以下為残残戸、以為定式、差等差役、京中五部、則以間架為定、四十間以上為大戸、三十間以上為中戸、十間以上為小戸、五間以上為残戸、四間以下為残残戸、差等戸籍施行。」

⑩ 『世宗実録』十八年七月壬寅条。江原道監司啓、「今定諸道戸籍、五十結以上為大戸、二十結以上為中戸、十結以上為小戸、六結以上為残戸、五結以下為残残戸、以為定式。然此道二十六官、民戸総一万一千五百三十有八。其中、大戸十、中戸七十、小戸一千六百四十一、残戸二千四十三、残残戸七千七百七十三。地狹田少、而嶺西則山田所出、

倍於正田、嶺外則又有魚塩之利、若依他道成籍、分定差役、則非定役為難、勞逸不均。今後道内戸籍、以二十結以下・十結以上、為中戸、六結以上為小戸、四結以上為殘戸、三結以下為殘殘戸。從之。

① 『世宗実録』二十年十一月庚子条。惟我國家、昇平日久、生齒日繁、田土則無加於古、故耕十結以上者、皆豪富之民、有田三四結者、蓋亦少矣。

② 『世宗実録』二十八年六月甲寅条。小民之田、不過二・三結者、多矣。

③ 『高麗史』卷八十一、兵志一、兵制、恭愍王五年六月条。下教曰、
「……一、國家以田十七結為一足丁、給軍一丁。古者田賦之遺法也。
凡軍戸素所連立、為人所奪者、許陳告、還給。又奸詐之徒、雖無兇息、

二 国有の理念と世伝の実態

官人・軍人の収租地は、当該官人の死亡時まで、もしくは当該軍人の立役期間に限って分給され、それぞれの期限を過ぎた収租地は、原則として國家に還収されることになっていった。この点は高麗末の田制改革論者たちが口を揃えて強調するところであるが、実際には國家に還収された収租地は、当該官人・軍人の子孫に優先的に再分配され、そのことによって事実上の世襲が行われる慣例にもなっていたのである。

軍人に分給される収租地（田丁）は、軍役の世襲を前提として軍人の子孫が優先的に相続（連立）することになっているが、官人に分給される収租地については必ずしも世襲の原則が明示されているわけではない。しかし、官人収租地についても、その事実上の世襲を容認する規定はいくつかある。

まず、五品以上の特に功績のあった官人に対しては、「田柴科」とは別に「功蔭田柴」の規定によって、田二十五結・柴十五結・田十五結・柴五結の収租地が加給され、これをその子孫が世襲することが認められていた。これらは國家によって還収される「田柴科」とは別に、官人の子孫が代々世襲することが保障されていた収租地である。とはいえ、田柴科

妄称「閩人」、連立土田、無有限極。仰選軍別監、根究推刷、以募戍卒。其逆賊之田、計結為丁、亦給募卒。」

④ 『漢書』卷二十三、刑法志第三。殷・周、以兵定天下矣。天下既定、革職干戈、教以文德、而猶立司馬之官、設六軍之衆、因井田而制軍賦。

⑤ 『漢書』卷二十三、刑法志第三（承前）。地方一里為井、井十為通、……四丘為甸、甸、六十四井也。有戎馬四匹、兵車一乘、牛十二頭、甲士三人、卒七十二人。干戈備具、是謂乘馬之法。

⑥ 田十七結は軍人一丁の立役を支える基本田結單位であるから「丁」といい、これを人丁と區別する意味で「田丁」とも称するようになったのであろう。

に基づく収租地についても、官人の子孫が自ら官人としての身分（官階・官職）を保有していれば、その資格に基づいて別途に田柴料の受給額が決定され、その受給額の枠内において、それぞれが父祖の収租地を優先的に相続していたことはいうまでもない^③。したがって、田柴料の収租地についても功蔭田柴の収租地と同様に、官人の子孫による事実上の世襲が行われていたと考えてよいであろう。

次に、官人の子孫が自ら官人としての身分（官階・官職）を持たない場合、また軍人の子孫がただちに軍人として立役できない場合であっても、実際には「閑人田」の規定によって、最低限度、田十七結の収租地を官人・軍人の子孫が世襲することが保障されていた。この「閑人田」については高麗末における一連の田制改革の議論のなかで、

巳に仕え、巳に嫁する者、なお閑人の田を食む^④。

などと論じられているところから判断して、それが官人・軍人の遺児を対象とする、収租地の前倒しの支給であったことを理解することができるであろう。

具体的にいうと、官人戸・軍人戸の家長が何らかの事情で早世、もしくは退役し、その遺児——女兒であればその夫——が未だ官人・軍人として出仕するに至っていない場合においても、かれらが将来、官人・軍人として出仕し、もしくは官人・軍人の妻となることを前提として、田柴料における最低受給額である田十七結の収租地を、閑人田として相続することが認められていたのである。そうしてこの閑人田は、かれらが成人して官人・軍人として出仕し、もしくは官人・軍人の妻となった段階において、当人もしくは当人の夫の身分（官階・官職）に応じて分給される田柴料の収租地に読み替えられ、前倒しの支給が正式の支給に切り替えられることになっていたのである^⑤。

このような閑人田の規定は、官人・軍人の子孫が代々官人・軍人としての身分を世襲し、それぞれの資格（官階・官職）に基づいて父祖の収租地を相続していくことが、一種の社会通念として認められていたことを強く示唆している。閑人田はこの相続の資格に空白が生じた場合、それを埋めるために設けられた一種の「つなぎ」であったということができ

るであろう。逆に言えば、官人・軍人の子孫による収租地の世襲は、それほどまでに社会に当然のこととして受け入れられていたわけであつて、だからこそ、官人および軍人に分給される田柴科の収租地は、高麗前期の史料においては「永業田」とも呼ばれていたのである^⑥。

それにしても、土地国有論の建前を取る国家が、官人戸・軍人戸による収租地の世襲——その事実上の私有化——を、ここまで大幅に容認しなければならなかつた理由は何なのであろうか。

第一に指摘しておかなければならないことは、官人・軍人に分給される収租地が、その内部に当該官人戸・軍人戸の所耕田——事実上の私有地——を含み持つていた、という事実であらう。

すでに前節において言及したとおり、高麗時代の一般農民は「敢えて私田を有せず」、その所耕田は官に「投状射田」することによつて官から貰い受けることになつていたが、それは実際には父祖や親族の所耕田を相続し、その事実を官に申告する、という形を取つて形式上の分給が行われていたにすぎないものと考えられる。したがつて、一般農民の所耕田においては、事実上、その相続・世襲は認められていたと考えられるが、この点は、もちろん官人戸・軍人戸の保有する所耕田においても同様であつたにちがいない。官人戸・軍人戸の所耕田がその子孫によつて相続されていく以上、少なくともその所耕田のうえに設定された収租地については、当該官人・軍人の子孫が優先的に相続していく権利が認められていたことは当然であらう。

例えば、高麗後期において禄俸支給の不足を補うために、京畿に新たに「禄科田」を設定した際にも、官人戸の事実上の世襲地である「祖業田」は、禄科田の設定に先立つ収租地の没収の対象からは除外されていた。この点について、忠穆王三年（一三四五）の都評議使司の上言では、

畿島の両班の祖業田の外の半丁を罷めて、禄科田を置き、科に随いて折給す^⑦。

と、その経緯を説明しているが、これによれば、京畿八県における禄科田設定の原資を確保するために、まず官人戸から広く「半丁」

が没収され、その没収分が禄科田として再分配されていたものと考えられる。いわゆる半丁とは、一足丁（田十七結）に達しない零細な収租地のことであるが、しかし、この半丁を没収した際にも官人戸の「祖業田」は、国家による還収の対象からは除外されていたのである。この没収の対象から除外された「祖業田」とは、直接には官人戸・軍人戸が代々世襲してきた収租地のことであるが、その収租地の基底を為すのは官人戸・軍人戸の事実上の私有地である所耕田であり、自家の所耕田の上に設定された収租地こそが、代々、優先的・選択的に相続されてきたのである。しかし、いわゆる祖業田のなかには、他の一般農民の保有する所耕田の上に設定された収租地も部分的には含まれていたものと考えられる。こうした他人の保有する所耕田の上に設定された収租地までもが、官人戸・軍人戸の事実上の世襲地に転化していくのはなぜであろうか。

そこで、第二に指摘しておかなければならないことは、官人戸・軍人戸の事実上の世襲地（祖業田）に転化した収租地においては、その内部に存在する他の一般農民の所耕田が、在地の有力戸である官人戸・軍人戸の社会的・経済的な支援によつて、はじめてその経営を維持していたのではないか——言い換えれば、そこに何らかの保護・従属の関係が成立していたのではないか——という問題である。

官人戸・軍人戸の所耕田は、自家の収租地の内部に存在した。したがって官人戸・軍人戸の所耕田は、収租権の「傘」のもとに国家・守令による不法な苛斂誅求を免れることができたし、そのことによつて他の一般民戸の所耕田とは比較にならないほど有利な条件で、経営の安定と富の蓄積とを果たすことができたであろう。この場合、官人戸・軍人戸の所耕田の周囲に存在する他の一般民戸の所耕田は、基本的には国家・守令の直接の支配のもとに置かれていたとはいえず、在地の有力戸である官人戸・軍人戸に対して、種粃や耕牛・農機具などの貸借を通して自ずから保護・従属の関係を結び結ぶことがあったであろう。このような社会的・経済的な関係を通して、官人戸・軍人戸は自家の収租地の内部に存在する他の一般農民に対する支配力を次第に強めていったに違いないが、そのように「田主」の事実上の支配下におかれている

民田保有農民の所耕田もまた、官人戸・軍人戸の相続すべき「祖業田」として優先的に選択され、国家による還収の対象からは除外されることが多かったのではないかと考えられる。逆に言つて、そのような事実上の支配力が伴わない単なる収租地の場合には、権勢家の奪占によつて容易にその収租権が奪い取られ、それが事実上の世襲地（祖業田）に転化するとはなかつたであらう。

収租地の基底をなす民田（所耕田）は、それが収租権主の自家の所耕田であれ、他の一般民戸の保有する所耕田であれ、当時の土地国有論的な觀念のもとでは、すべてが国家の所有物であつたことには違いはない。しかし官人戸・軍人戸は自家の所耕田や、自家の経済的・社会的な支配下にある他の一般民戸の所耕田のうえに優先的に収租権を設定し、この収租権をほぼ世襲的に行使することによつて、それらを事実上の世襲地（祖業田）に転化させることができた。収租地としての祖業田は、官人戸・軍人戸の自家の所耕田のみならず、他の一般民戸の所耕田のうえにも設定されていたが、それらは在地の有力戸でもある官人戸・軍人戸によつて、社会的・経済的な意味での事実上の保護・従属の關係におかれている。そのような実体的な支配力が存在していればこそ、官人戸・軍人戸は、国家から分給された収租地を、その事実上の世襲地として家産化していくことができたのであらう。

以上はもとより、現時点での仮説にすぎない。しかし、こうした仮説的な観点に立てば、国家による収租地の分給とは、官人戸・軍人戸が各種の所耕田に対して行使していた事実上の支配力に対し、これを形式的に追認する制度にしかすぎなかつたといふこともできるであらう。

① 『高麗史』卷七十八、食貨志一、田制、序、身没、並納之於公。唯府兵、年滿二十始受、六十而還、有子孫・親戚、則通田丁。無者、籍監門衛、七十後、給口分田、收餘田。

② 『高麗史』卷七十八、食貨志一、田制、功蔭田柴桑、參照。なお、朝鮮初期の科田法においても、「功臣田」は科田とは別枠の扱いを受

け、子孫による世襲が保障されることになつていた。『高麗史』卷七十八、食貨志一、田制、「科田」恭讓王三年五月条、參照。

③ 朝鮮初期の科田法においては、官人の子孫はそれぞれの身分（官階・官職）に応じて父祖の収租地を優先的に相続するとともに、昇進に応じて父祖の収租地の追配分を受ける権利をも保有していた。した

がつて、相続の際に生じた餘田(國家の還收分)もすぐには他人に分給せず、公的な收租地(軍資田)に仮属させておくことで、将来における子孫への追配分に備えることになっていたが、これらの点は、恐らくは高麗時代の田柴科制度においても同様であったであろう。○『太宗実録』十四年八月辛酉条。戸曹上議政府・六曹・臺諫同議、備糧例条件。一、身故者、喪葬畢後、子孫以其科分給、餘田仮属軍資。迨其加官、科准折給。其餘属軍資。

④ 『高麗史』卷七十八、食貨志一、田制、「科田」辛禱十四年七月条。大司憲趙浚等、上書曰、……已任已嫁者、尚食閑人之田。不踐行伍者、冒受軍田。父匿挾而私授其子、子隱盜而不還於公。

⑤ 朝鮮初期の科田法においては、いわゆる「恤養田」が「閑人田」の機能を果たしている。ただし、恤養田においては父の田はその全額が支給され、二十歳を待つて科田として再分配されることになっていた。○『高麗史』卷七十八、食貨志一、田制、「科田」恭讓王三年五月条。都評議使司、上書、請定給科田法。從之。……父母俱亡、子孫幼弱者、理合恤養。其父田、全科伝受。待年二十歳、各以科受。女子則夫定科受。其餘田、許人運受。

⑥ 李佑成「高麗の永業田」(『韓国中世社会研究』)所収、一九九一年、ソウル、一潮閣)。武田幸男「高麗時代の口分田と永業田」(『社会経済史学』第三十三卷第五号、一九六七年十二月)。

三 土田の開墾と奪占

官人・軍人に分給される收租地は、自家の経営する所耕田と、他の一般農民の経営する所耕田との複合のうえに設定されていた。したがって、その收租地の基底を為す一般農民の所耕田の自立的な経営が実現することによって、はじめて收租地主はそこから一定額の收租を実現することができたのである。

⑦ 『高麗史』卷七十八、食貨志一、田制、祿科田、忠穆王元年八月条。都評議使司言、「……於是、罷畿臯兩班租業田外半丁、置祿科田、隨科折給。……」

⑧ 半丁の半は「半分」ではなく「未滿」の意、すなわち一足丁(田十七結)の定額に達しない零細な收租地のことをいうのである(武田幸男「高麗田丁の再検討」『朝鮮史研究会論文集』第八号、一九七一年三月、参照)。しかしここではその文字どおり、一足丁(田十七結)の半分、ということであるのかもしれない。

⑨ 朝鮮初期の科田法においても、官人戸の自家の所耕田の上に設定された收租地については、國家による還収や移給の対象からは除外されることになっていた。たとえば、『太宗実録』十四年八月戊午条に、「……京畿内功臣田、別賜田、各品科田、寺社田、為半、慶尚・金羅道、移折給。將其一半、充祿転・軍資。其中、各人折受累代農舍所耕字丁、定日勝示、單字收納、移閔京畿監司、核実折給。如有妄告者、移文憲司、論罪。」とあるように、太宗朝における科田の下の三道移給の議論においては、移給に際しての還収の例外として、功臣田、別賜田、科田等の收租地の内部に含まれていた「各人の折受せる累代の農舍の所耕の字丁」は、そのまま收租地としての所有が保障されていたのである。

ところが、収租地内部における一般農民の土地経営は、現実には極めて不安定な状態に置かれており、したがって収租地からの収益もまた、収租権主にとつては一種の空手形に終わりがねない危険性を帯びていた。

実際、当時における一般農民の生計が如何に不安定なものであつたかについては、例えば睿宗朝における農民の流亡と、その対策として採られた「監務」派遣の事例を通して充分にその実情を窺うことができるであらう。

このごろ所司の奏に因り、西海道の儒州・安岳・長淵等の県、人物流亡するを以て、始めて監務の官を差し、これをして安撫せしめ、ついに流民の漸く還り、産業日々に盛んなるを致す。今、牛峯・兎山・積城・坡平・沙川・朔寧・安峽・僧嶺・洞陰・安州・永康・嘉禾・青松・仁義・金城・堤州・保寧・餘尾・唐津・定安・萬頃・富閔・楊口・狼川等の郡県の人物も、また流亡の勢あり。宜しく儒州の例に准じ、監務を置きて招撫せしむべし（『高麗史』卷十二、睿宗世家、元年四月庚寅条、詔）^①。

周知のとおり、肅宗朝末年から睿宗朝初年にかけては曷懶甸女真（ハラン甸、現在の咸鏡南道）と高麗との対立によって数次の女真戦争が遂行されており、その戦争準備のために別武班が編成されるなど、内外ともに多難な時局に当たつてゐる。こうした内外の政治的状況が、当時の民生の動揺に具体的に影響を及ぼしていたことは容易に推測されるが、しかしそれはこの時期にのみ固有の問題ともいえない。より根本的な問題は、当時の農業技術の制約により、経営基盤の極めて貧弱な農民層が広範に存在し、この貧弱な農民層を基盤として王朝国家がその権力機構を維持していかなければならなかつたところにあるのである。

度重なる戦争や、国家・守令による苛斂誅求など、何らかの契機があればすぐにも発生してしまふ民生の動揺のなかで、ひとたび収租地の直接耕作者である一般農民がその経営を放棄してしまえば、官人・軍人の保有する収租権はたちまちその実質を失い、事実上、収租を行うことができなくなつてしまふ。新たに派遣された監務その他の地方行政官の任務は、何よりもまず、これらの一般農民を確実に収租地に定着させ、その生計を安定させることによつて、国家・田主の収租権を確実に保障することにこそあつたのである。

しかしながら、そうした地方行政官たちの努力は、必ずしも収租地一般に対して均一に作用していたわけではなかった。かれらの関心は、専ら中央の権勢家や政府機関の保有する収租地に注がれ、権勢とは無縁の下級官人や軍人の収租地については、たとえその基底をなす民田保有農民の経営が不安定であっても、これに適切な勸農の努力を払おうとはしなかったようである。

今来、州県官、ただ宮院・朝家の田を以て、人をして耕種せしめ、その軍人の田は、胥映の壤といえども、心を用いて勸稼せず。また養戸をして輸糧せしめず。これに因りて、軍人飢寒して逃散す。今より先ず軍人田を以て、おのおの佃戸を定めよ（『高麗史』卷七十九、食貨志二、農桑、睿宗三年二月、制）^②。

右に「佃戸」というのは、実際には収租地の基底を為す民田保有農民のことで、後世の地主・小作制における小作人のことではない。朝鮮初期の科田法においては、収租地の基底を為す民田保有農民のことを「佃客」と称しているが、ここでの佃戸もその佃客と同じように、収租地を耕作する一般農民のことを言っているにすぎないのである。^④しかし、前掲、監務派遣の史料にも見られるとおり、一般農民の土田への定着率は必ずしも高いものではなかったので、日常的に発生する流亡戸の廃耕地については、地方行政官が新規に民戸を招募して「投状射田」せしめ、これを収租地の直接耕作者、いわゆる「佃戸」として指定しなければならなかったわけであろう。

ところが「宮院・朝家の田」、すなわち王族の所有する収租地（宮院田）や政府機関の所有する収租地（朝家田）^⑤には優先的に佃戸が定められても、権勢とは無縁の軍人田の方は、とかく後回しにされることが少なくはなかった。また、軍人田の直接耕作者、いわゆる「佃戸」に指定された一般農民のうち、その一部のものは収租権主である軍人戸に附属する「養戸」——後代の奉足戸のようなものであろう——として雑役を免除され、その代わりとして立役軍人に糧食を送る義務を負っていたが、これらの佃戸や養戸の土地経営が不安定なために、軍人田からは所期の収益を獲得することができず、結果として田主である軍人戸は立役の負担に耐え切れなくなつて逃亡してしまつていたのである。

こうした弊害は、もちろん地方行政官の監督不行き届きによる部分も少なくはないが、より根本的には一般農民における経営能力の問題として、またそれを支援すべき地方行政官庁の財政能力の問題として捉えるべきであろう。

そもそも佃戸の流亡、その他の要因によって日常的に発生する廢耕地は、国家によってどのように処分されることになつていたのであろうか。

前掲の史料からも窺われるとおり、収租地を耕作する一般農民、すなわち佃戸が流亡した場合、地方行政官は直ちにこれを原籍に連れ戻し、もしくは新たな民戸を佃戸として召募しなければならぬ。しかし、土田が存在し、また佃戸が存在すれば、それだけで農業経営が成立するといふものではあるまい。実際には種粃や耕牛・農機具などの、各種の生産手段がそこに存在しなければならぬわけであるが、貧窮時の一般農民には、それらの生産手段を自力で確保することは、必ずしも容易なことではなかつたであらう。

そうした生産手段を適宜貸与して、一般農民による土田の開墾と経営とを積極的に支援することは、本来、地方行政官による勸農業務の一環として位置づけられていたが、財政基盤の脆弱な地方行政官庁においては、必ずしもそのための充分な資力は存在していなかつたと考えられる。この点を多少とも補つていたのは、在地の有力戸でもある官人戸・軍人戸の私的な支援であつたに違いないが、高麗後期におけるたび重なる戦乱は、一般農民の貧弱な経済基盤のみならず、それを支援してきた官人戸・軍人戸の経済基盤そのものをも少なからず破壊してしまつたに違いあるまい。その結果として生じる大量の荒廢地の開墾は、本来、地方行政官の責任のもとに進めるべき性格のものであつたが、如何せん、当時の地方行政官庁にはその開墾の原資がない。高麗後期においてそのような資力を持っていたのは、唯一、「權勢家」と呼ばれるような人々だけであつた。

諸王・宰相、および扈從臣僚、諸の宮院・寺社、開田を望占す。国家もまた農に務め穀を重んずるの意を以て、牌を賜る。然れども賜牌に憑籍し、有主付籍の田ありといえども、並びに皆これを奪う。その弊、貫はかられず。人を拵ひびて差遣し、窮推して辨覈せし

めよ。およそ賜牌付の田は、起陳に論なく、いやしくも本主あれば、皆還給せしめよ。かつ本開田なりといえども、百姓すでに會て開墾すれば、すなわち並びに奪占するを禁ぜよ（『高麗史』卷七十八、食貨志一、田制、經理、忠烈王十一年三月下旬）^⑥。

右に「開田」というのは、誰も使用（耕作）してない「空き地」のことである。当時の土地国有論的な觀念からいって、このような空閑地は、本来なら地方行政官の責任の下に積極的に開墾を行い、開墾された土田は主として所耕田の不足する貧民に優先的に分配すべきところであろう。こうした開墾地の一般農民への分配こそが、いわゆる土地国有の理念を生み出す一つの現実的な根拠ともなっていたのである。そうしてこの民田のうえに収租地を設定し、収租地の受給額が未だ規定額に達しない官人・軍人に対してこれを優先的に分配していけば、田柴科制度における分給収租地の不足の問題についても、かなりの程度まではこれを解決することができたはずであろう。

ところが高麗後期の地方行政官庁には、すなわち国家には開墾を推進するだけの資力がなかった。だからこそ、「諸王・宰枢、および扈從臣僚、諸の宮院・寺社」などの権勢家に対し、かれらが本来受給すべき収租地の不足分——田柴科の規定額に達しない部分——を補償するための手立てとして、開墾後の土田を収租地として分給し、各種の賦役を免除することの特許状、いわゆる「賜牌」を与えなければならなかったわけであろう。

このような権勢家による開墾は、具体的にはどのような行われていたのであるうか。可能性としては、(1)権勢家が自家の労働力（奴婢・雇工）を用いて独力で開墾する。(2)権勢家が開墾の原資——具体的には種粃や耕牛・農機具など——を提供し、開墾に要する労働力は、地方行政官が、当該地域の一般農民の使役によって提供する、という二つの場合が想定される。

このうち、第一の想定に立てば、開墾した土田は権勢家の自家の所耕田となり、その所耕田に課せられる賦役は、特許状（賜牌）に基づいて免除される。また第二の想定に立てば、開墾した土田は開墾に従事した一般農民に分配され、権勢家は特許状（賜牌）に基づいて、その開墾地に対する収租権のみを行使する、ということになるであろう。いずれの場合

においても、それが権勢家の収租地となることには変わりはない。

ところが、権勢家は開墾にかこつけて、開墾地の周辺に所在する一般農民の所耕田、いわゆる「有主付籍の田」や、一般農民がすでに開墾に着手している土田などをも暴力的に奪占し、これを自家の所耕田に編入することがしばしばであった。^⑦したがって、一般農民を使役して行われる第二の類型の開墾地に対しても、実際には守令と結託した権勢家が、それを自家の所耕田として奪占してしまう場合が少なくはなかったであろう。

このように、開墾された土田が事実上、権勢家の所耕田として奪占されてしまったのであるとすれば、そのような開墾によって拡大されていく権勢家の収租地は、自家の所耕田と他の一般農民の所耕田との複合の上に設定されていた従来の収租地とは大きくその性格を変えていくことにならざるを得ない。

官人・軍人に分給される収租地は、本来、地方行政官である守令の支配下におかれ、守令を介して収租地からの収租が行われていた。田主である官人・軍人は、国庫を通して間接的にその収益を受け取るにすぎなかったが、高麗後期に入ると、この原則が崩れて田主が直接収租地からの収租を行うようになり、変化していった。この点については、すでに先学によって指摘済みであるが、^⑧そのような変化は、単に制度の紊乱によって惹き起こされたものというよりは、むしろ収租地そのものの性格の、ある本質的な変化に基づくものと言わなければならないであろう。

田主である官人・軍人は、守令を介して収租地からの収租を行っていたが、それは収租地内部に存在する一般農民の所耕田、いわゆる民田からの収租に限ったことで、自家の保有する所耕田からの収租については、高麗前期においても、当然、守令の手を借りることなく、奴婢や差配を通して田主自らが収租を行っていたであろう。

ところが、開墾を通して権勢家が収租地を拡大した高麗後期においては、収租地内部における一般農民の所耕田までもが、事実上、権勢家の所耕田として奪占されてしまっていた。これらは国家から分給された収租地であると同時に、事実上、権勢家の所耕田でもあるから、その所耕田に対する収租は、当然、権勢家が自ら行う権利を有している。かくして権

勢家の収租地は、そのほとんどが權勢家の名目上の所耕田によって構成され、いわゆる「農莊」と化していくことになったのであろう。

- ① 『高麗史』卷十二、容宗世家、元年夏四月庚寅条。詔曰、「頃因所司奏、以西海道儒州・安岳・長淵等県、人物流亡、始差監務官、使之安撫、遂致流民漸還、産粟日盛。今牛峯・兎山・積城・坡平・沙川・朔寧・安峽・僧嶺・洞陰・安州・永康・嘉禾・青松・仁義・金城・堤州・保寧・餘尾・唐津・定安・萬頃・富岡・楊口・狼川等郡県人物、亦有流亡之勢。宜准儒州例、置監務招撫。」
- ② 『高麗史』卷七十九、食貨志一、農桑、容宗三年二月、制。近來州県官、祇以宮院・朝家田、令人耕種、其軍人田、雖膏腴之壤、不用心勤稼、亦不令養戸輸糧。因此、軍人飢寒逃散。自今、先以軍人田、各定佃戸、勤稼・輸糧之事、所司委曲奏裁。
- ③ 『高麗史』卷七十八、食貨志一、田制、〔科田〕条、参照。
- ④ 私人が収租権を行使する「私田」の耕作者が「佃戸」と呼ばれていたことは勿論であるが、国家が収租権を行使する「公田」の耕作者についても、当時はこれを「佃戸」と称していた。例えば『高麗史』卷七十八、食貨志一、田制、租税、容宗三年二月制に、「諸州県公私田、川河漂損、樹木叢生、不得耕種、如有官吏、及諸族類・隣保人、徵斂稅糧、侵奪作弊者、内外所司、察訪禁除。」とあるのはその明証である。この条の「佃戸」を「小作人」の意味に解釈すれば、国家にとってより重要な自営農に対する保護規定が、この王命からは抜け落ちてしまうことになるであろう。
- ⑤ 「朝家」は「朝廷」の意。朝廷とは、君主を指す場合もあるが、ここでは「宮院」の次に挙げられているから君主のことではなく、君主を頭とする政府機関一般のことを言うのであろう。『漢語大詞典』朝家、朝廷条、参照。したがって朝家田とは、具体的には中外の政府機関に、その機構の大小に応じて与えられる公廩田(官衙運営費に充当する収租地)や、衙祿田(長官の家族手当等に充当する収租地)などのことを言うのであろう。
- ⑥ 『高麗史』卷七十八、食貨志一、田制、經理、忠烈王十一年三月下旨。諸王宰樞、及扈從臣僚、諸宮院・寺社、望占閑田、国家亦以務農重穀之意、賜牌。然憑籍賜牌、雖有主付籍之田、並皆奪之、其弊不貲。挾人差違、窮推辨覈。凡賜牌付田、起陳勿論、苟有本主、皆令還給。且本雖閑田、百姓已曾開墾、則並禁奪占。○ちなみに、「賜牌付の田」とは、「賜牌に記載された田」というほどの意味で、「し付の」というのは朝鮮の史文にしばしば用いられる言い回しである。
- ⑦ 当時の農耕地は、今日のそれのように整然と区画整理されていたわけではないから、東西南北の境界、いわゆる「四至」の内部に、未墾の荒地が存在したり、他人の保有耕作地が存在したりすることは、必ずしも珍しいことではなかった。したがって、賜牌に書かれた「四至」を根拠に他人の所耕田を奪占することは、守令と結託した權勢家には極めて容易なことであつたに違いない。
- ⑧ 周藤吉之「高麗朝より朝鮮初期に至る田制の改革——特に私田の変革過程と其封建制との関係に就いて——」(『東亜學』第三輯、一九四〇年十二月、東京、日光書院)。

四 所耕田と賦役

開墾を通して自家の所耕田を集積した権勢家は、各所にいわゆる「農莊」を形成し、その内部に貧民や流亡民を隠匿して、いわゆる「並作制」による土地経営を展開していく。土地国有論の建前を取る当時の国家において、他人に土地を貸与してその収益の半ばを受け取るとは、明らかに国家の土地所有権を侵害する行為であったが、収租権の「傘」のもとに国家権力の介入を排除することができた権勢家は、国家の所有権を否定して、事実上、それを自家の所有地として支配するに至っていたのである。

農莊の内部に隠匿された貧民や流亡民は、本来、所耕田（名田）を保有して国家に賦役を供出すべき存在であったが、権勢家による所耕田の集積は、これらの貧民や流亡民からその所耕田を奪うとともに、国家に対しても所耕田（名田）の保有に基づく各種の賦役の供給源を奪い取るという作用を及ぼしている。

いわゆる「賦役」とは「田賦」と「丁役」の意味で、このうち田賦は所耕田の多寡によって、また丁役は戸口の多寡によって定められる原則になっていた。高麗時代の賦役は、「租・調・庸」あるいは「租・布・役」などと称されるが、このうち「租」は所耕田の多寡によって定められ、「調・布」「庸・役」は戸口の多寡によって定められる。しかし、「調・布」「庸・役」が戸口の多寡によって定められるといっても、まったく所耕田を保有しない民戸にその負担を求めるのは無意味であるから、賦役の割り当てには、当然、一定以上の所耕田を保有することがその前提となっていたであろう。

ところが権勢家たちは、貧民や流亡民からその所耕田を奪占し、かれらを農莊の並作農民として使役することで、賦役の負担の基礎となる一般農民の所耕田を国家から隠匿し、延いては一般農民の戸口そのものをも国家から隠匿していたのである。

王、元にあり、哈伯平章、康守衡・趙仁規に謂いて曰く、「昨ごろ勅あり、其れ以て百姓を安集すべき者を議して、来奏せよ」と。

王、遂に宰樞に命じて三品以上と與にこれを議せしむ。皆曰く、「上下みな処干を撤し、委ぬるに賦役を以てすれば、可なり」と。処干とは、人の田を耕して租をその主に、庸・調を官に帰す。即ち佃戸なり。時に権貴多く民を聚め、これを処干と謂て、以て三税を誦す。その弊もつとも重し。守衡曰く、「必ず点戸を以て奏せん」と。（『高麗史』卷三十二、忠烈王世家、四年七月乙酉条）^③

右の史料に見える「処干」については、権勢家の収租地が一般農民の所耕田のうえに設定された収租地と、自家の所耕田のうえに設定された収租地との二つの類型を持っていたことに対応して、それぞれ二つの類型を設定することができるであろう。

第一の類型の処干は、収租地の基底を為す民田の保有農民としての「佃戸」であるが、かれらは直接には地方行政官である守令の支配下であり、その所耕田に対しては、守令を通して勸稼・収租が行われていた。当該収租地からの収益については、その「田租」の部分のみが収租権主である私人に交付されるが、「庸・調」などの田租以外の部分については守令の直接の支配下におかれていたから、かれらは国家の収租地である「公田」の佃戸、すなわち他の一般農民ともほとんど異なるころはなかつたのである。

第二の類型の処干は、権勢家の所耕田を耕作する並作農民、すなわち小作農としての処干で、その多くは農荘の内部に招致・隠匿された貧民や流亡民などからなっていた。

権勢の家、広く田荘を置き、人民を招匿して、賦役を供せざる者は、所在の官司、その民を推刷して以て貢戸に充てよ（『高麗史』卷七十九、食貨志二、戸口、忠肅王十二年十月下教）^④。

右の忠肅王の下教にも述べるとおり、権勢家の農荘（田荘）の内部には、本来、民田保有農民として国家に賦役を供出すべき一般の農民たち——いわゆる「名田を受けて賦役を供する者」^⑤——が多数隠匿されていた。かれらは権勢家の兼并・奪占によってその所耕田を奪われ、権勢家の所耕田を借耕する文字どおりの「佃戸」に転落した人々であったが、そのかれらが耕作する権勢家の所耕田は、国家の公認する収租権の「傘」のもとにおかれていたから、その所耕田に係る田

租は國家に納入されることはなかった^⑥。また、農莊の内部に隱匿された貧民や流亡民は、しばしば權勢家の戸籍に奴婢・雇工の名目で編入され、もしくは戸籍に編入されないまま事実上の奴婢・雇工として使役されていたから、戸籍に基づく國家の支配——具体的には「庸・調」などの、戸口に基づいて割り当てられる各種の賦役——もまた、これらの貧民や流亡民には及ぶことがなかったのである。

ところで、このように權勢家が所耕田を集積し、農莊の内部に多数の人丁を隱匿していた背景には、權勢家による民田の兼并・奪占とともに、一部の有力農民が自ら進んで權勢家に所耕田を寄進し、權勢家の収租權の「傘」のもとに入ることと、所耕田に課せられる賦役を不正に免れようとする動きが同時に存在していたことをも見逃してはなるまい。

外方の人吏等、所耕田を以て諸を權勢に賂し、別常に干請してその役を避けんと謀る者、これあり。今後、窮推して還定せよ。
〔高麗史〕刑法志、禁制、忠烈王十一年三月、下旨^⑧。

右の忠烈王十一年（一二八五）の史料では、在地の有力戸である郷吏（人吏）が自家の所耕田を權勢家に寄進し、「別常」に請託して郷吏の職役を免れようとしている。いわゆる「別常」とは、中央から臨時に派遣される各種の使臣の総称であるが、これらの使臣はしばしば權勢家の委託を受けて、地方における權勢家の私的な代理人としての役割をも果たしていた。

例えば、毅宗元年（一一四七）の御史臺の奏によると、北方辺境地帯（兩界）に軍事用の備蓄穀物（重資）を輸送するに当たって、宮院その他の權勢家が、品質の劣悪な絹や麻、絹糸や銀などの物資——恐らくは自家の消費財の餘り——を穀物買入れの原資として提供し、これを「当道の別常」に委託して、現地で穀物の買入れを相当する地方官に高値で納入し、その代価として穀倉地帯である西南地方（全羅道方面）の品質のよい備蓄穀物を——やはり「当道の別常」に委託して、ということであろう——廉価で払い下げてもらう、いわゆる「回換」と呼ばれる営利活動を行っている^⑩。

このように、國家の使臣である別常は、公的な出張のついでに權勢家の私的な代理人としても立ち回っていたから、当

然、権勢家の農莊の管理や、農莊からの田租の徴収などについても、これに深く関与するところがあつたであろう。^⑩郷吏が別常に請託してその職役を免れようとした、というのは、具体的には郷吏が権勢家に自家の所耕田を寄進してその名目上の小作人（処干）となり、中央から各種の賦役を徴収するために派遣される別常に対しても、権勢家の処干であることを示してその賦役を免除してもらつていたことを意味しているのであろう。

この場合、国家の使臣である別常は、本来の任務である国家の賦役の徴収よりも、権勢家の農莊の保護の方により一層熱心であつたということになるが、これは国家に対する公的な奉仕よりも権勢家に対する私的な奉仕の方が、かれらの立身出世にとってはより一層有利に働いていたためにほかならない。このように、権勢家の農莊は国家権力の介入を排除しつつ、一面、国家の権力機構に寄生しながら拡大・発展していったともいえるのであるが、農莊の持つこのような寄生的な性格は、それが中世的な政治的分権体制を完全には生み出しえず、やがては近世的な中央集権国家の規制のもとに置かれていくことの要因ともなるのである。

ともあれ、こうした農莊の拡大は、単に貧民・流亡民の所耕田を兼并・奪占するのみならず、本来国家に賦役を供出すべき有力農民の、偽装的な所耕田の寄進によつても拡大していたから、国家権力を維持するために必要な賦役の確保の面において、それが重大な障害をもたらしていたことは言うまでもない。

所耕田の兼并・奪占や偽装的な寄進によつて、農莊の内部には一般農民の所耕田が多数隠匿されるとともに、その所耕田を耕作する「処干」もまた、農莊の内部には戸籍制度の紊乱に乗じて多数隠匿されていた。

このようにして隠匿されている戸口数を掌握するための手段として、高麗末には賦役の割り当ての基準を戸口ではなく、所耕田の多寡によつて定めようとする新しい動きが生じてくる。^⑪これは所耕田が存在する以上、それを経営・維持するだけの労働力（戸口）が、戸籍上の記載の如何に拘わらず、事実として当該の戸に存在するに違いないことを前提として、その所耕田の多寡に比例して賦役を割り当てようとする発想であるが、このような発想が生じてくること自体、権勢家に

よる戸口の隠匿が、当時如何に盛んであったかを雄弁に物語っているといわなければならぬ。戸籍の紊乱した当時にあつては、結局、所耕田の多寡を掌握することが、唯一、客観的な賦役の割り当て基準として機能し得るものであつたが、その所耕田の保有の実態すら、高麗末の国家は正確には掌握することができなくなつていたのである。

したがつて、高麗末のいわゆる田制改革論者たちが、権勢家の集積した「私田」の撤廃を強く主張した背景についても、これを単なる収租権の分配の問題としてではなく、国家権力を維持するための賦役の確保の問題として、かれらがより本源的に捉えていたという事実を看過してはならないであらう。権勢家が農荘の内部に多数の貧民・流亡民を隠匿し、また在地の有力戸から所耕田の寄進を受けていたのは、権勢家の名義のもとにおかれた所耕田が、同時に国家権力を排除する収租権の「傘」のもとにおかれていたためにほかならない。だからこそ、田制改革論者たちはこの収租権の「傘」を撤去し、権勢家の所耕田を国家の直接的な支配下におくことによつて、そこに隠匿された貧民や流亡民、さらには権勢家に所耕田を寄進した在地の有力戸などを、賦役を担当する民田保有農民——いわゆる「名田を受けて賦役を供する者」——として再掌握することを目指していたのである。

① 第一節、注⑦、参照。

② 『高麗史』卷八十、食貨志三、賑恤、災免之制、成宗七年十二月条、及び肅宗七年三月条、参照。

③ 『高麗史』卷三十二、忠烈王世家、四年七月乙酉条。王在元。哈伯平章、謂康守衡、趙仁規曰、「昨有勅、其議可以安集百姓者、来奏。」王遂命宰相、與三品以上議之。皆曰、「上下皆撤処干、委以賦役、可也。」処干、耕人之田、婦租其主、庸・調於官。即佃戸也。時權貴多聚民、謂之処干、以通三稅。其弊尤重。守衡曰、「必以点戸奏。」

④ 『高麗史』卷七十九、食貨志二、戸口、忠肅王十二年十月、下教。
……一、權勢之家、広置田莊、招匿人民、不供賦役者、所在官司、推刷其民、以充貢戸。

⑤ 第一節、注⑤、参照。

⑥ 収租権主（田主）には若干の「税」が課せられ、収租地からの田租の一部を国家に納入しなければならなかつた。しかし、この「税」については権勢家の農荘は、一般に免除されることが多かつたようである。

⑦ 『高麗史』卷七十九、食貨志二、戸口、恭讓王二年七月条。都嘗啓、「……近年以來、戸籍法廢、不唯兩班世系之難尋、或庄良為賤、或以賤從良、遂致訟獄盈庭、案牘紛紜。願自今、做旧制施行。其無戸籍者、不許出告身立朝。且戸籍不付奴婢、一皆厲公。」王納之、然竟未能行。

⑧ 『高麗史』卷八十五、刑法志二、禁制、忠烈王十一年三月、下旨。
外方人吏等、以所耕田、賂諸權勢、干請別當、謀避其役者、有之。今

後、窮推還定。又公私処、久遠接居人内、人吏之避役者、勿論久近、皆還本役。

⑨ 『朝鮮王朝実録難解語辞典』(一九九三年、ソウル、韓国文化社) 別當の項、参照。

⑩ 『高麗史』卷八十五、刑法志二、禁制、毅宗元年、御史臺奏。当兩界軍資輸運時、諸宮院、權勢、齋品惡匹段布貨及絲銀、就兩界、依付當道別當、高価納之、收佃於西南。西南・兩界之民、俱受其弊。今後、兩界兵馬使及臺監・按察使、推考、執送別當。不能禁者、及指揮者、並科罪。○「回換」とは辺境地帯の軍資倉に穀物を納入し、その対価を京倉その他の穀物で受領して利鞘を稼ぐ行為で、朝鮮初期には辺境の軍資穀を充実させるためにしばしばこの回換が行われていた。たとえば、『世宗実録』二十二年七月甲寅条に、「……昔在太宗時、慮糧餉之費、許於東西兩界各官、自願納穀者、以他道之穀換給」とあり、

おわりに

高麗・恭讓王三年(一三九二)における科田法の制定は、朝鮮王朝の成立を導く革命事業の一環として、史上に高く評価されてきた。しかし、鄭道伝をはじめとする田制改革論者たちの本来の意図から言えば、それはあくまでも守旧派勢力との妥協の産物にすぎず、その内容はかれらが持っていた革命的な理想を必ずしも満足させるものではなかったことにも充分に注意しておかなければならないであろう。①

田制改革論者たちの本来の意図は、鄭道伝撰『朝鮮経国典』賦典、經理の序に最も端的に示されている。それによると、かれらの理想は「古者の田制の正しきに復^{かへ}」ること、すなわち「田は官に在りてこれを民に授く。民の耕す所は、皆その授くる所の田なり。天下の民、田を受けざる者なく、耕さざる者なし」という古^{いにしへ}の状態に立ち返ることにあつた。そのためには、まず「民の耕すところは、則ちその自墾自占するを聽^きし、而して官これを治めず」という旧来の遣り方を改め

また『睿宗実録』元年二月丙午条に、「……回換之法、本欲募人納穀、以充軍需。」とあるのが、その一例である。

⑪ 『高麗史』卷八十五、刑法志二、禁令、忠烈王十二年三月下旬に、「今諸院・寺社・忽只・鷹坊・巡馬、及兩班等、以有職人員・殿前上守、分造田莊、招集齊民、引誘猾吏、抗拒守令、以至毆撻差人、作惡万端。」とあり、權勢家が「有職人員」や「殿前上守」(宮府の家臣)を順便して農莊の経営に当たらせていた様子が窺われる。

⑫ 『高麗史』卷七十九、食貨志二、戸口、辛禩十四年(辛昌即位年)八月条。大司憲趙浚、上疏曰、「近來戸籍法壞、……願今当量田、審其耕作之田、以所耕多寡、定其戶上中下三等、良賤生口、分揀成籍、守令貢于按廉、按廉貢于版圖。朝廷凡徵兵調役、有所憑依、及時發遣、而守令・按廉、如有違法者、輒繩以理。」(『高麗史節要』同年月条、及『高麗史』卷一百十八、趙浚伝、参照)。

て、権勢家の集積した所耕田を制限・没収し、これを一般農民に再分配して国家の直接の収租地を拡大しなければならない。そうして旧来、官人・軍人に分給していた収租地はすべて撤廃し、「其の田の出だす所は、皆公家に入る」ということにしなければならない。そうすれば、増大した国庫収入によって「国もまた富」み、官人・軍人に対する禄俸の支給も十分に保障されるから、かれらに対して旧来認めていた収租権の分与も、その必要自体がなくなる、というのが鄭道伝ら急進的な改革論者の主張であった。

しかし、このように復古的、かつ理想主義的な政策は、はたして当時において実現可能であったといえるであろうか。なるほど、禄俸にしろ収租地にしろ、その収益は一般農民の経営する民田からの収租によって維持されている。したがって、民田からの収租物そのものの分配を受け取る禄俸にせよ、民田からの収租の権利を受け取る収租地にせよ、それらは一見すると、どちらも同じことのように思われるが、実際にはそうではない。

各種の自然条件に左右される当時の極めて不安定な農業事情を考慮すると、いわゆる民田からの収租は、現実には常に不足がちで、これを以て国家が官人・軍人に定額の禄俸支給を保障することは、事実上、不可能であった。かりにも禄俸の不払いが発生すれば、それは国家の威信を著しく傷つけることになるから、禄俸形式による官人・軍人への給与は、残念ながら、極めて低い水準にとどめておかざるを得ない。しかし、収租権そのものを分与することにすれば、当該収租地からの実際の収益については、国家が直接に責任を負う必要はなくなるのである。

逆にいうと、収租地の分給を受けることは、必ずしも一定の収益を保障することにはならないわけであって、実際には凶作その他の事情により、官人・軍人が顔面とおりの収益を得られないことも少なくはなかったであろう。勢い、権勢家は地方行政官(守令)に請託し、収租地に対する容赦ない苛斂誅求を行って、できるだけ自らの収益を確保しようとしたであろうが、そもそも官人・軍人に対して充分な禄俸の支給を保障できなかった国家としては、ある程度までは、それらを黙認することもやむを得ないことであった。

禄俸と収租地という二重の給与体系の内実が、おおむね右のようなものであったとすれば、すべての問題の根源は、民田における経営の不安定と、それを保障すべき国家の勸農政策の不振とに帰結するわけであるが、前近代における農業技術の水準は、これらの諸問題を根本的に解決し得るほどには高まっていなかったのである。にもかかわらず、そうした矛盾の一切を、「古者の田制の正しきに復かへ」ることで一気に解決しようとする鄭道伝らの主張には、現実への認識を欠如し、もしくはそれを意図的に無視した、一種の原理主義的な危うさが漂っているといわざるを得ない。高麗末における改革派勢力の政治的伸張にも拘わらず、かれらの主張がいに納れられなかったのは、むしろ当然のことであろう。

鄭道伝らの唱える「私田全廢」「計口授田」の理想論に対し、より実現可能なプランとして採択されたのは、結局は高麗の田柴科制度を「損益」した修正案としての「科田法」であった。

科田法では、一旦、官人層のすべての収租地を公収したうえで、これを京畿に限定して官人層に再分配し、また軍人層には外方に軍人田を設定して、各人の所耕田（本田^③）の多寡に応じて収租地を分給することになっていた。また、「閑良の京城に居りて王室を衛まもる者、寡婦の節を守る者、郷・駅・津・渡の吏より、以て庶民・工匠に至るまで、いやしくも公役を執る者」には、すべてその公役の遂行を保障するための「田」（収租地）が与えられる原則になっていたが、その一方で、旧来、権勢家が集積してきた所耕田に対しては、特に所有の制限を設けたり、それを没収して一般農民に再分配したりする施策は取られなかった。したがって、「その民に授くるに田を以てすること、古人に及ばず」と鄭道伝も認めているとおり、収租地の基底を為す民田保有農民に均一に田（所耕田）を保障することについては、十分に改革の成果を挙げることができなかつたことは明らかである。

それでもなお、官人層の収租地を京畿に集中させることで、外方に広く存在した官人層の所耕田から収租権の「傘」を撤去し、外方における官人層の所耕田を一般農民の所耕田と同様に賦役の対象として位置づけることで、農莊の内部に隠匿されていた所耕田や人丁をある程度まで国家が再掌握し得たことは事実であろう。

ところが、その後の科田法の展開は、鄭道伝らの理想とは全く背馳する方向へと流れていってしまったのである。

高麗末に制定された科田法は、朝鮮初期においても国家の基本的な田制として継受されたが、遅くとも十六世紀中葉の明宗朝の頃にはすでに機能不全に陥って廃止されていた^④。当初、京畿に限定して分給された科田は、その後、太宗朝・世宗朝には京畿における軍資田確保の目的で、下三道（忠清・全羅・慶尚道）に移給されたこともあったが、これはまもなく旧に復した。次いで世祖朝に入ると、科田法は職田法に改定され、科田の分給対象は現職官人へのみ限定されることになったし、また成宗朝に成立した官收官給法の規定によって、従来自ら踏検・収租を行ってきた科田の収租権主（田主）は、科田保有農民（佃客）に対する直接的な支配権を喪失することになった。これより以降、科田の踏検・収租は国家が行い、収租権主は国家からその収益を受領するだけの存在に転化してしまったが、その一方では世祖篡位などの度重なる政変によって功臣田の賜給が繰り返えされ、功臣勢力による収租地の集積は着々と進行しつつあったのである。

功臣田の拡大は、科田法がその成立当初から内包していた分給収租地の不足の問題をますます悪化させ、ついには新規入任者に対する収租地の確保がほとんど行い得ない事態にまで立ち至ってしまう。また「郷・駅・津・渡の吏より、以て庶民・工匠に至るまで、いやくも公役を執る者」に対して分給することになっていた外方における各種の収租地についても、当時の国家が強力に推進した軍資田の拡充政策の皺寄せにより、十五世紀前半の世宗朝の頃には早くも分給不能の状態に陥ってしまった^⑤。功臣田や軍資田の拡大は、ある意味では専制君主権力の伸長を意味するものでもあったが、その皺寄せによる分給収租地の絶対量の不足が、結局は科田法をその自然的消滅へと追い込んでいくことになるのである。かくして官人・軍人には額面どおりの収租地が行き渡らないようになってしまうと、各地に農莊を所有する有力な官人・軍人たちは、せめて自家の所耕田を拡充し、そこからの収益を増大することで、収租地からの収益の不足を補おうと努めたにちがいない。そこで科田法による一時的な禁断を経て復活し、拡大していったのが、いわゆる並作制である。

並作制においては、土田を実際に耕作していないものが、にも拘わらず当該の土田に対する権利を維持し、その収益を

享受するのであるから、これは土地国有の理念には明らかに違反している。それでも王朝国家がこの並作制の展開を黙認せざるを得なくなつたのは、要するに、科田法において約束した額面どおりの収租地を分給することができなくなつたために、並作制に基づく所耕田の拡大・集積を通して官人・軍人が自力でその出仕の基盤を確保することを、国家として容認せざるを得なくなつた、ということにはかなるまい。

鄭道伝らが理想としたような「計口授田」の制度は、所耕田を經營する一般農民が、それぞれに均質な經營能力を持つという、はなはだ古代的な——またある意味では極めて近代的な——理念をその前提としている点において、そもそも実現可能性の極めて低いプランであつた。当時の現実の農民たちは、国家による充分な勸農措置が伴わない限りはその保有耕作地を充分に經營することはできなかつたが、国家にそのための行財政的な基盤が存在しない以上は、零落した民田保有農民が有力戸にその所耕田を奪占され、並作制下の小作人に転落していくことは必至である。しかしその小作人たちも、ある意味では地主層に従属し、地主層の保護を受けることによつてはじめてその生計を維持し得ていたわけであるから、そうした貧農たちを民田保有農民として保護しきれなかつた国家には、もはや並作制の展開を禁じる資格も、またその能力も存在してはいなかつたのである。

① 鄭道伝が科田法の内容に不満であつたことは、『高麗史』卷一百十九の本伝にも明記されている。

② 『三峯集』（朝鮮・鄭道伝撰）卷七、朝鮮經国典、上、經理、序。古者、田在官而授之民。民之所耕者、皆其所授之田。天下之民、無不受田者。無不耕者、故貧富強弱、不甚相過。而其田之所出、皆入於公家、而國亦富。……前朝田制、有苗裔田、役分田、功蔭田、登科田（原注略）軍人・閑人田、以食其田租之入。而民之所耕、則聽其自墾自占、而官不治。力多者墾之広、勢強者占之多、而弱者又從強有力者借之耕、分其所出之半。是耕之者一、而食之者一、富者益富、而貧者益貧、

至無以自存、去而為游手、転而為末業、甚而為盜賊。嗚呼。其弊有不能勝言者。……殿下在潛邸、親見其弊、慨然以革私田為己任。蓋欲尽取境内之田、屬之公家、計民授田、以復古者田制之正。而當時旧家世族、以其不便於己、交口謗怨、多方沮毀、而使斯民不得蒙至治之沢。可勝歎哉。然與三三大臣之同志者、講求前代之法、參酌今日之宜、打量境内之田、得田以結計者幾、分上供之田、國用・軍資之田、文武役科之田。而閑良之居京城衛王室者、寡婦之守節者、鄉駅津渡之吏、以至庶民・工匠、苟執公役者、亦皆有田。其授民以田、雖不及於古人、而整齊田法、以為一代之典、下視高麗之弊法、豈不萬萬哉。

③ いわゆる「本田」については、閑良層が旧来保有していた「収租地」を意味する、との解釈もあるが、科田法改革においては内外の田籍を焼却し、収租地の旧来の保有関係を一切否定したうえで、新規に収租地の再分配を行ったのであるから、そのように解釈するには難がある。むしろ、科田法改革では一切手付かずであった「所耕田」の保有額に応じて、その所耕田のうえに収租地を設定し、これを事実上の免租地として与えたと考える方がよいであろう。「高麗史」卷七十八、食貨志一、田制、禄科田、忠穆王元年八月、都評議使司言に、「近來諸功臣、權勢之家、冒受賜牌、自称本田、山川為標、爭先挾執、有違古制。」とあるが、ここでいう「本田」も諸功臣・權勢家の自家の所耕田の意味であろう。賜牌を冒受し、開墾に乗じて民田を奪占しながら、それを自家の本来の所耕田であると、かれらは主張していたのである。

④ 『明宗実録』十年十一月壬子条。近來、歲連凶歉、税入不敷、經費不足。汰冗官、省浮費、又減百官之俸。至於職田、乃是古者圭田之遺意、而亦皆減之。同書、十一年六月丙申条。百官之職田、既廢。○朝鮮初期における科田法体制の展開については、金泰永「朝鮮前期土地制度史研究」(一九八三年、ソウル、知識産業社)を参照のこと。

⑤ 『世宗実録』二十七年七月乙酉条。議政府提戸曹呈申、今田制改詳定事及可革条件、廢勸後錄。……一、京畿各官人吏位田、每一結、税二斗、納広興倉。忠清・全羅・慶尚・江原・黃海道各官人吏位田、每五

結内、二結属広興倉、三結为口分。然広興納二結之税六十斗、每年不足、以口分充之、位田有名而無実。況他艱苦軍役之人、亦皆無位田。今悉革之。兵正・倉正・獄正・客舍正・國庫直及紙匠位田、亦並革之。

【付記】高麗時代の土地制度に関しては、すでに汗牛充棟もただらぬ研究の蓄積があるが、しかも論者ごとに史料の解釈が分かれて容易には帰一しない。濱中昇「朝鮮古代の經濟と社会」(一九八六年九月、東京、法政大学出版局)、姜晋哲「改訂・高麗土地制度史研究」(一九九一年三月、ソウル、一潮閣)、洪承基「高麗社会經濟史研究」(二〇〇一年十一月、ソウル、一潮閣)などは、それぞれに特色のある論考であるが、このうち濱中氏は両班田・軍人田をすべて官人戸・軍人戸の直營の私有地であると主張し、姜晋哲氏は両班田を収租地、軍人田を軍人戸の私有地と主張し、洪承基氏は両班田・軍人田を国有地の貸与(その小作制による經營)として位置づけ、官人戸・軍人戸の私有地は、それとは全く別に存在していたと主張する。本稿の立場は両班田・軍人田をすべて「民田」のうえに設定された収租地と理解するものであるが、その収租地の複合的な性格については、一応、独自の見解を打ち出したつもりである。公田・私田のいわゆる「差率収租」の問題についても、論者ごとに喧しい議論があるが、この点については李成茂氏の見解(本稿、「はじめに」の注②)にはば全面的に従うこととして、本稿では議論の一切を省略した。

(京都大学人文科学研究所助教授)

Aspects of the Landholding System during the Goryeo Dynasty

by

YAGI Takeshi

During the Goryeo Dynasty government officials and soldiers were allocated lands of various sizes from which taxes were collected. These lands were composed of cultivable fields operated by officials and soldiers themselves and those of peasants. Cultivable land was allotted by the central government in principle, but in reality inheritance of land from father to son, i.e., the existence of hereditary estates, was recognized, and right of private property was in fact established. Thus taxes on the tillable lands of the hereditary estates of government officials and soldiers were also understood as hereditary. Government officials and soldiers who inherited cultivable lands under the 'umbrella' of the right to collect taxes were able to accumulate wealth and stabilize their economic base far more easily than other householders. Influential officials amassed cultivable lands through reclamation and plundering, and harbored poor and itinerant peasants on the land, thus forming what might be termed manors. The development of these manors was ostensibly inconsistent with the principle of state ownership of the land, but such development could not be thwarted by the "rank-land law" reformation in the last stage of the Goryeo Dynasty.

L'Activité de la Chambre de Commerce de Guyenne et l'Économie Politique de la Royauté au début du XVIIIe siècle

par

KIMIDUKA Hiroyasu

Le Conseil d'État a décidé la création de la Chambre de Commerce de Guyenne en 1701. Son objet fut la consolidation de la structure des institutions économiques royales. Les négociants bordelais se sont rassemblés dans une salle de la bourse et ils ont décidé d'accepter l'arrêt du conseil en 1704. Cette Chambre de Commerce fut administrée par les négociants et bourgeois de Bordeaux depuis 1705. Et elle